

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の改正案についての意見  
及びそれらに対する総務省の考え方

意見提出期間：平成 30 年 11 月 21 日（水）から同年 12 月 21 日（金）まで

提出された意見の件数：2 件

No	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	<p>総務省側は、「ワイヤレス」の事を提唱していると考えますが、「デバイス」とは、「CPU 及び IC（マイコン制御）」での「GPU（グラフィックプロセッシングユニット）」の事を連想してしましますが、「何を提言しているのか？」と私が疑問に思いますので、総務省側は、詳細的な内容を明記して頂きたいです。具体的には、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から来る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」の融合と考えます。「情報技術（IT）」における分野では、IT クラウドコンピューティングでのサイバーセキュリティ対策が、先決と考えます。「人工知能（AI）」における分野では、IT ネットワークと AI ネットワークが融合されると考えますので、IT サーバにおける「運用及び管理」が、先決と考えます。総務省側が、提唱している IoT デバイスと無線設備では、「IP（インターネットプロトコル）」の事と考えます。要約すると、私が、未来での科学技術での「イメージ（想像）」ですが、ディスプレイ表示とは、未来では、衣類等に着用する場合でのウェアラブルが、導入されると思いますので、ディスプレイ表示の対応が、デバイスの困難と考えます。例えばですが、未来での場合ですが、IC チップ型のサイズでのウェアラブルでは、通信端末のモジュール組み込み製品が、約 3 ミリメートル程の場合では、「どの様に対応するのか？」等の詳細な説明が、総務省側には、必要に成ると思います。私の「イメージ（想像）」ですが、未来での場合ですが、通信端末の組み込み製品が、衣類などに着用する形で、IC チップ型のサイズでのウェアラブルの場合で、約 3 ミリセンチメートル以下での情報端末の製品の場合</p>	<p>「マークの表示」については、表示を付すことが困難又は不合理な場合、これまでどおり取扱説明書及び包装又は容器への表示が可能です。</p>	<p>無</p>

	<p>は、科学技術のデバイスのに困難と思います。「マークの表示」をする為には、製造技術を上げなければ、成ら無い条件と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>		
2	<p>1. (全体) 最近の機器の現状に合わせた緩和措置の一環として歓迎します。</p> <p>2. (第8条、第20条、第27条、第36条及び第41条関係) 技適マークが小さすぎて見えない、とならないよう、ルーペ等の補助器具を使用せず肉眼で容易に識別できる大きさとして、直径3mm以上と規定されてきたと理解しています。 改正案の「容易に識別することができるものであること。」という文は、数値を明示せずこれを言い換えただけであり、直径3mm以上の技適マークの表示が困難な場合は、これまで通り取扱説明書及び包装又は容器への記載が認められると理解してよいかご確認下さい。</p> <p>3. (第8条、第20条、第27条、第36条及び第41条関係) 技適マークについて、肉眼での識別は難しいが、光学顕微鏡、電子顕微鏡等を使用すれば容易に識別できる場合は、電波有効利用成長戦略懇談会報告書に記載されているところの「視認可能な範囲」ということになるのかご確認下さい。</p> <p>4. (全体) 本改正に続き、同様に平成十九年総務省告示第四十八号で無線機器への表示が義務づけられている、「筐体の見やすい箇所に当該無線設備の送信は屋内においてのみ可能である旨」の表示を付する面積が確保できない場合は、電磁的方法以外に、取扱説明書及び包装又は容器への記載が認められるよう、改正を強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改正案への賛同意見として承ります。</p> <p>(技適マークの大きさに関する御意見について) 御認識のとおり、表示を付することが困難な場合には、取扱説明書及び包装又は容器への表示が可能です。また、光学顕微鏡等の器具を使用しなければ識別できないような場合は、常識的に容易な識別に当たらないと考えます。</p> <p>(平成十九年総務省告示第四十八号に関する御意見について) 頂いた御意見の告示については、本意見募集の対象ではございませんので、今後の施策の検討の際の参考とさせていただきます。</p>	無